

滝沢市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
令和2年 8月18日	<p>[ 要望事項 ]</p> <p>1 助成対象者は、中学校卒業までとし、対象医療費は入院と入院外とするこ と。 2 所得制限を撤廃すること。</p> <p>[ 内 容 ]</p> <p>子ども医療費助成制度については、県内ほとんどの市町村が市町村独自に助成対象者を拡大するなどして医療費助成を行っています。</p> <p>拡大の内容として、助成対象者を中学生や高校生まで拡げる年齢拡大、所得制限を設けない所得制限撤廃、受益者負担の低減化など附加助成実施などの方法がありますが、市町村毎にこれらの拡大内容が大きく異なっています。</p> <p>子ども医療費助成制度は、重要な少子化対策のひとつであることから、県内全域において助成対象者や助成額が統一された基準により実施されることが望ましいと考えております。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況の中、市町村等と協議の上、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、現物給付の対象を順次拡大し、令和2年8月から中学生まで拡大することとしたところです。</p> <p>医療費助成については、各市町村の政策的判断の下、単独事業として拡充されてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、県の政府予算提言・要望などにおいて、国に対し、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。</p> <p>県が医療費助成の対象の拡大や所得制限の撤廃を行う場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p>	盛岡 広域 振興 局	保健福 祉環境 部	C : 1

令和2年 8月18日	<p>[ 要望事項 ]</p> <p>1 主要地方道盛岡環状線の国道46号から盛岡市境の岩姫橋に至る未整備区間を早期に事業化すること。</p> <p>&lt; 要望箇所 &gt;</p> <p>(1) 滝向地区から篠木地区交差点までの未整備区間の拡幅改良</p> <p>(2) 滝沢市立鶴飼小学校から木賊川交差点までの未整備区間の拡幅改良及び滝沢ふるさと交流館周辺の両側歩道整備</p> <p>(3) 岩姫橋の架け替え及び岩姫橋から野沢地区までの歩道整備</p> <p>[ 内 容 ]</p> <p>滝沢市においては、国道4号、国道46号、国道282号の国道3路線と主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線など県道6路線が走っており、これらの国県道が市内道路網の骨格を形成しております。また、市内には東北縦貫自動車道滝沢インターチェンジや滝沢分レ交差点など広域道路網における交通の要所が存在しており、平成31年4月には、滝沢インターチェンジと盛岡インターチェンジのほぼ中間地点に滝沢中央スマートインターチェンジが開通したことにより、さらに重要性が高まってきております。</p> <p>この中であって主要地方道盛岡環状線は、滝沢市内を南北に縦断し、国道4号、国道282号及び国道46号と連結し、県北地域や青森・秋田鹿角方面と国道46号を經由して秋田方面とを結ぶ物流等の主要幹線道路となっています。さらには、沿道には住宅団地、保育所、小・中学校、市役所等が位置し、多くの市民が通勤・通学等で利用するなど、市民の生活道路としても重要な路線となっております。</p>	<p>(1) 滝向地区から篠木地区交差点交差点までの区間のうち、滝向からJAいわてまでの区間については、今年度から現地測量・設計に着手しました。(A)</p> <p>残りの区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、事業中の箇所の進捗や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>(2) 滝沢市立鶴飼小学校から木賊川交差点までの拡幅改良及び滝沢ふるさと交流館周辺の両側歩道整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>(3) 岩姫橋については、建設後50年程経過した老朽橋で、幅員も狭く橋梁前後の区間においても曲線区間が連続することから、整備の必要な区間として認識しています。岩姫橋の架替を含む改良整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、北上川上流ダム再生事業の計画等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>御要望の岩姫橋～野沢地区については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	盛岡 広域 振興 局	土木部	A : 1 C : 4
---------------	---	--	---------------------	-----	----------------

	<p>この区間は、日交通量で約2万台の車両が行き交い、大型車の混入率が約20%で県内においても高い区間の一つになっています。このような状況にあつて、危険箇所の拡幅改良や渋滞対策等の事業を継続的に進めていただいているところであります。しかしながら、市内には旧規格の狭い道路幅員の区間や両側に歩道が整備されていない区間も多く残っており、交通混雑の緩和はもとより道路利用者、特に未就学児等及び高齢運転者の交通安全の確保が喫緊の課題となっております。</p> <p>このことから、引き続き道路の現状把握に努め、拡幅改良等の事業促進を図るとともに、通過交通量の削減や大型車混入率の低減等、抜本的な課題解決に向けた具体的な方策について、早急に検討する必要があります。</p> <p>また、盛岡西廻りバイパス北バイパスは、平成26年度に策定した「盛岡広域都市圏道路網基本計画」において、2環状6放射の骨格道路網の重要な幹線道路として位置づけられており、国道46号西廻りバイパスの4車線化も進んでいます。盛岡西廻りバイパス北バイパスの早期整備は、主要地方道盛岡環状線や国道4号盛岡バイパスの渋滞緩和にも繋がることから、国、県及び関係市町一体となり、具体的な取り組みを進める必要があると考えております。</p>				
<p>令和2年 8月18日</p>	<p>[ 要望事項 ] 2 国道282号一本木バイパス、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の現在事業化されている箇所の事業を促進すること。 &lt; 要望箇所 &gt; (1) 国道282号一本木バイパスの早期完成 (2) 主要地方道盛岡環状線（滝向地区）の早期完成 (3) 一般県道盛岡滝沢線（下鶴飼地区）の早期完成 (4) 都市計画道路下鶴飼御庭田線（八人打地区）の早期完成 [ 内 容 ] 国県道の整備等について（その1）と同じ</p>	<p>(1) 国道282号一本木バイパスについては、平成22年11月11日に一本木地区の人家連担部を迂回する北側約2.8kmの区間について供用開始を行ったところです。残りの区間については令和2年7月に地権者のご理解が得られたことから、今後、早期完成を目指し取り組んでいきます。（A）</p> <p>(2) 主要地方道盛岡環状線滝向地区については、今年度から現地測量・設計に着手しました。（A）</p> <p>(3) 一般県道盛岡滝沢線下鶴飼地区の道路改良については、平成25年度に事業着手しており、今年度は用地取得の推進と道路改良工事を実施しています。（A）</p> <p>(4) 都市計画道路下鶴飼御庭田線（鶴飼八人打地区）については、平成30年度に事業着手し、今年度は用地補償等を実施しました。今後とも貴市と連携を図りながら整備推進に努めていきます。（A）</p>	<p>盛岡 広域 振興 局</p>	<p>土木部</p>	<p>A：4</p>

<p>令和2年 8月18日</p>	<p>[ 要望事項 ] 3 IGR菓子駅に接続する市道を県道昇格すること。 &lt;要望箇所&gt; 国道4号からIGR菓子駅まで 約2,200m</p> <p>[ 内 容 ] 国県道の整備等について(その1)と同じ</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格させてきたところです。 要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークのあり方を総合的に判断しながら検討していきます。(C)</p>	<p>盛岡 広域 振興 局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>
<p>令和2年 8月18日</p>	<p>[ 要望事項 ] 4 盛岡広域圏の骨格道路として盛岡西廻りバイパス北バイパスの早期整備に向けた具体的な取り組みを進めること。 &lt;要望箇所&gt; 国道46号から国道4号滝沢分岐南交差点まで</p> <p>[ 内 容 ] 国県道の整備等について(その1)と同じ</p>	<p>県では、平成26年度に盛岡広域都市圏道路網基本計画を策定し、盛岡西廻りバイパスを含めた幹線道路ネットワークのあるべき姿を定めたところです。 盛岡西廻り北バイパスの計画については、国及び関係市と連携しながら取り組んでいきます。(C)</p>	<p>盛岡 広域 振興 局</p>	<p>土木部</p>	<p>C:1</p>

<p>令和2年 8月18日</p>	<p>[ 要望事項 ] 砂防施設の整備促進、特に「白山の沢」の早期事業着手を図ること</p> <p>[ 内 容 ] 滝沢市においては、基礎調査を実施した全30箇所が、土砂災害警戒区域等の指定を受けております。新たに滝沢市大釜千が窪地内の「高森の沢」、上鶴飼地内の「上鶴飼の沢」の2溪流におきまして、砂防施設整備に向けた事業が採択となり、事業着手されたことに感謝申し上げます。</p> <p>今後も早期の整備完了に向け、地元説明会の開催等、協力して進めていかなければと考えておりますが、砂防施設の整備が完了しているのは4箇所であり、昨今の局地的な集中豪雨や台風の襲来状況から、市民の土砂災害に対する不安は大きく、未着手箇所においても早期の事業化が必要です。</p> <p>未着手箇所の中でも、平成31年3月に指定された「白山の沢」におきましては、指定区域内をJR田沢湖線及び秋田新幹線が走行し本市の幹線道路である市道中道堰合線も横断していることから、土砂災害が発生した際の広域的な交通網の遮断等が懸念されることから、早期の事業着手が必要であります。</p>	<p>要望箇所の「高森の沢」及び「上鶴飼の沢」については、今年度から砂防施設の整備に向け測量調査設計を進め、早期の工事着手を目指して取り組んでいきます。(A:2)</p> <p>要望箇所の「白山の沢」については、土砂災害が発生した際、人家、鉄道、道路など甚大な被害が予想されるとともに、ライフライン等の社会的影響が極めて大きくなるものと考えられることから、対策に向けた検討を行うための調査を進めていきます。(B:1)</p>	<p>盛岡 広域 振興 局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:2 B:1</p>
-----------------------	---	--	-------------------------------	------------	--------------------

<p>令和2年 8月18日</p>	<p>[ 要望事項 ]  準用河川仁沢瀬川改修事業における社会資本整備総合交付金（防災・安全）重点配分を行うこと。</p> <p>[ 内 容 ]  仁沢瀬川は、岩手山麓周辺に発し雫石町との境界付近を經由し雫石川に合流する準用河川ではありますが、平成7年度以降、4回ほど住宅への浸水被害等が発生しており、早期改修のニーズが非常に高い河川であります。</p> <p>滝沢市としましては、平成29年度から社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）を活用した河川改修事業に着手し、昨年度までに、詳細設計と一部用地測量を終え、今年度より用地買収を進め、来年度からの工事着手を見込んでおります。</p> <p>事業採択時に策定した準用河川仁沢瀬川改修計画では、事業期間を30年間としておりますが、詳細設計において早期の工事完了を見据えた仮設道路計画や仮設資材の効率的流用による水替えなどを考慮した工事計画を取りまとめ、工事実施においては効率的で無駄のないように進めることが重要であります。</p>	<p>滝沢市が進めている準用河川仁沢瀬川改修事業は、流域において、浸水被害等が発生し、緊急性や重要性が高い事業であると認識しています。</p> <p>このことを踏まえ、国に対し公共事業予算の安定的・持続的な確保を継続的に要望していきます。</p> <p>(A)</p>	<p>盛岡 広域 振興 局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>
-----------------------	---	--	-------------------------------	------------	--------------

<p>令和2年 8月18日</p>	<p>[ 要望事項 ] 一級河川木賊川の遊水地の整備を促進すること。</p> <p>[ 内 容 ] 本市と盛岡市を流れる木賊川は、河川断面が狭小で部分的に天井川となっており、過去度々浸水被害を受け、平成14年7月の台風6号の豪雨では、越水により1,253世帯に避難勧告が発令され、床上及び床下浸水が115戸に及ぶなど甚大な被害がありました。 平成23年度には分水路の供用がなされ、また、平成29年6月には遊水地整備工事が本格的に着手されたことにより、地域住民も実感できる防災対策が進捗しているものと心より感謝申し上げます。 地域住民は、一日でも早くより安全で安心した暮らしを望んでおります。</p>	<p>木賊川の河川改修については、「分水路＋遊水地＋河道改修」の3手法を基本として段階的な整備により事業を進めており、平成23年5月には分水路への通水を開始するなど治水安全度を高めたところで、 平成28年度から遊水地の工事に着手しており、本年度も引き続き遊水地の工事を進め、更なる治水安全度の向上に取り組めます。(A)</p>	<p>盛岡 広域 振興 局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1</p>
-----------------------	---	---	-------------------------------	------------	--------------

<p>令和2年 8月18日</p>	<p>[ 要望事項 ] 1 県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区について、当初の計画に基づき事業が実施されるよう、引き続き必要な予算を確保すること。</p> <p>[ 内 容 ] 岩手山麓地区の農業水利施設の多くは、昭和16年度から昭和43年度にかけて整備されたものであるため、経年劣化及び老朽化等が進行し、農業用水の安定供給に支障をきたしていることから、現在、国営かんがい排水事業及び県営農村災害対策整備事業により、共に平成26年度から令和4年度までの9年間に事業期間として改修事業が実施されています。</p> <p>しかしながら、事業開始後6年を経過した令和元年度末時点における当初計画事業費に対する事業進捗率では、国営かんがい排水事業の約51%に対し、県営農村災害対策整備事業は平成30年度補正予算以降は大幅に予算を増額していただいているものの約18%という状況にあり、計画に基づいた事業の完了による効果の早期発現等が懸念されているところであります。</p> <p>(また、岩洞ダムの農業用水利用にあたり、農業者は土地改良区を通じダム共有施設の管理費について発電事業を行う県企業局と一定の割合で分担し負担金を支出していますが、そのうち修繕費は、ダム共有施設の修繕工事が実施されることにより、その工事費に基づき負担金の額が増加することとなり、現在は国営かんがい排水事業及び県営農村災害対策整備事業の受益者負担も生じている状況であることから、これらの事業の期間中はそれぞれの負担金が集中するため、農業者の負担は一層増加しているものと懸念されます。)</p>	<p>岩手山麓地区については、築造から50年以上が経過し、構造物の欠損や漏水等が発生していることから、災害の未然防止や農業用水の安定供給のため、県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区及び国営土地改良事業岩手山麓地区により用水路の改修を行っているところです。</p> <p>本地区の執行予算は、令和元年度の2億6千万円に対し、令和2年度は、元年度補正予算等と合わせ3億8千万円と1.5倍の額を確保したものの、依然として国営事業の進捗とは差が生じており、令和4年度までの完了は難しい状況ですが、県では、可能な限り早期に事業完了するよう、関係市、土地改良区の意向も踏まえながら、事業の推進に向け、引き続き予算の確保に努めていきます。(B)</p>	<p>盛岡 広域 振興 局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>
-----------------------	---	---	-------------------------------	------------	--------------



<p>令和2年 8月18日</p>	<p>[ 要望事項 ] 2 国営かんがい排水事業岩手山麓地区の事業期間中に県企業が実施する岩洞ダムの施設修繕工事について、コストの一層の縮減、工事实施時期の見直し及び各年度の工事費の平準化等により、今後も持続的な農業経営を維持できるよう、必要な措置を講じること。</p> <p>[ 内 容 ] 岩手山麓地区の農業水利施設の多くは、昭和16年度から昭和43年度にかけて整備されたものであるため、経年劣化及び老朽化等が進行し、農業用水の安定供給に支障をきたしていることから、現在、国営かんがい排水事業及び県営農村災害対策整備事業により、共に平成26年度から令和4年度までの9年間を事業期間として改修事業が実施されています。 しかしながら、事業開始後6年を経過した令和元年度末時点における当初計画事業費に対する事業進捗率では、国営かんがい排水事業の約51%に対し、県営農村災害対策整備事業は平成30年度補正予算以降は大幅に予算を増額していただいているものの約18%という状況にあり、計画に基づいた事業の完了による効果の早期発現等が懸念されているところであります。 また、岩洞ダムの農業用水利用にあたり、農業者は土地改良区を通じダム共有施設の管理費について発電事業を行う県企業局と一定の割合で分担し負担金を支出していますが、そのうち修繕費は、ダム共有施設の修繕工事が実施されることにより、その工事費に基づき負担金の額が増加することとなり、現在は国営かんがい排水事業及び県営農村災害対策整備事業の受益者負担も生じている状況であることから、これらの事業の期間中はそれぞれの負担金が集中するため、農業者の負担は一層増加しているものと懸念されます。</p>	<p>岩洞ダムの施設修繕工事は、運用から約60年経過し、高経年化による劣化が進行している施設の機能回復を図るため、農業用水や発電用水の安定供給に必要な不可欠な事業となっています。 施設は、ダム本体のほか、取水堰堤6か所、溪流取水施設7か所、揚水施設1か所、水路11か所等があり、計画的な修繕を進める必要があります。 修繕費を含む負担金額については、毎年、岩手山麓土地改良区と協議しており、これまで農業者負担を軽減するため、高耐久性材料の採用による耐用年数の延伸や近傍工事の一括発注等の徹底的なコスト縮減、長期的な施設修繕計画による経費負担の平準化などに努めてきたところです。 今年度、経費等の負担軽減を考慮しながら岩手山麓土地改良区をはじめとする関係者との調整を行い、令和3年度以降の岩洞ダムの管理に要する経費の取扱いについて覚書を取り交わしたところであり、引き続き、農業者負担の平準化に配慮した修繕計画を検討していきます。(B)</p>	<p>盛岡 広域 振興 局</p>	<p>経営企 画部</p>	<p>B : 1</p>
-----------------------	--	---	-------------------------------	-------------------	--------------

<p>令和2年 8月18日</p>	<p>[ 要望事項 ] コミュニティ組織が事業実施主体となる自治公民館等集会施設整備への財政的支援を充実すること。</p> <p>[ 内 容 ] 新型コロナウイルス感染予防のために「新しい生活様式」への取組が必要となるなど、国民の生活は変換期を迎えております。このような状況下において災害が発生した場合には、避難者が密接しないよう、より多くの避難場所が必要となることや、既存施設の環境整備が大切であると考えております。</p> <p>「自治公民館等集会施設」は、コミュニティ組織である自治会の活動拠点として、会議や行事の場としての利用をはじめ、レクリエーションや趣味活動など親睦や憩いの場としても活用されています。また、災害時においては、地域の避難場所としての機能が期待されます。</p> <p>こうした観点から、自治会活動のみならず、地域の避難場所としての役割を発揮できるよう、コミュニティ組織が事業実施主体となる「自治公民館等集会施設」の建築や増築、改修等の整備に対して、施設建設費はもとより用地取得や造成、老朽施設の撤去及び解体処理等も補助対象となるような、財政的支援の充実について、国への働きかけを要望します。</p> <p>現在、本市においては、複数の自治会が施設整備を希望しておりますが、今後も増加するものと捉えており、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>自治会館等集会施設整備への支援については、現在、（一財）自治総合センターが行うコミュニティ助成事業がありますが、当該事業においては集会施設の建設又は大規模修繕、及びその施設の必要な備品の整備に関する事業は補助の対象となっているものの、土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する経費は助成の対象外とされているところです。県としては、地域の実情をお伺いしながら、必要に応じ当該センターや国への働きかけを検討していきます。</p> <p>なお、災害時の対応については、先般創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集の中で、「他の支援事業の対象とならない部分について、施設管理者等が行うサーモグラフィの設置や検温、隔壁の設置や個室化などを実施するために必要な経費の一部を支援」とされていることから、地域の避難場所機能の強化について活用が可能とされているところです。（B）</p>	<p>盛岡 広域 振興 局</p>	<p>経営企 画部</p>	<p>B : 1</p>
-----------------------	--	--	-------------------------------	-------------------	--------------

<p>令和2年 8月18日</p>	<p>[ 要望事項 ]  1 現在国道46号沿いに所在している大釜駐在所をJR田沢湖線大釜駅付近へ移設新築すること。  2 滝沢中央交番の移転に伴う鶴飼地区の安全安心を現状で維持すること。  [ 内 容 ]  市民の安全安心を守る治安維持は市民の願いであるとともに、自治体の最も基本的な責務の一つであります。  盛岡西警察署の管轄区域内となっている滝沢市には、現在交番が2か所、駐在所が2か所それぞれ設置されています。  交番・駐在所の位置的変動が行われた昭和60年当時約3万2千人であった本市の人口は、現在5万5千人となっており、新たな市街地が形成されるなど生活環境等の情勢の変動が大きく、事案の多様化、治安の悪化が、今後長期的に懸念されるものであります。  このことから昭和59年築で経年劣化の進む大釜駐在所の設置場所を人口集中地区へ移設新築することにより、限られた資源の中で、警察の抑止力や業務執行をより効果的、効率的に発揮できるものと考えております。  また、滝沢中央交番の元村地区への移転により鶴飼地区の市民から治安が悪化するのではないかと懸念する声があります。  同地区の治安を維持することにより、今回の交番移転がより「安全安心なまち」につながるものと考えております。</p>	<p>交番・駐在所の新設や移設については、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区域及び事件又は事故の発生状況等の治安情勢を総合的に勘案しながら、全県的な視野に立って、検討を進めています。今回の要望についても、このような視点に立ちながら、引き続き検討していきます。(要望事項1：C)  滝沢中央交番の移転・新築に伴う鶴飼地区の治安の維持については、移転後も、鶴飼地区のパトロールや巡回連絡等の活動をこれまでと同様に行い、事件事故の防止に努めていきます。(要望事項2：B)</p>	<p>盛岡 広域 振興 局</p>	<p>経営企 画部</p>	<p>B：1 C：1</p>
-----------------------	--	---	-------------------------------	-------------------	--------------------